

別表第五号の五 記載事項等の変更届出書の様式(第43条第5項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

記載事項等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

- 電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます(電波法施行規則第43条第1項及び第2項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。)。
- 電波法施行規則第43条第4項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

(注3)

また、上記の届出(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記

1 届出者(注5)

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 免許を受けた無線局に関する事項(注6)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る場合は、同条に規定する所轄総合通信局

長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

- (1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
- (2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- (3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 届出に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、免許規則第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して届け出る場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局(包括免許の場合を除く。)に指定されている識別信号を①の欄の記載事項に対応して記載すること。
- (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、免許規則第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して届け出る

場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。

- 7 免許事項証明書の送付を希望するとき(書面申請等による場合に限る。)は、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。
- 8 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。